

施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考		
1	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること < 規則第3条の3第1項第1号 >	右欄のいずれかを選択 土地について	土地所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	登記簿謄本/抄本を提出する場合 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書			
			土地賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	直借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	右欄のいずれかを選択 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			転借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	右欄のいずれかを選択 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			公有不動産又は公有水面を使用（土地）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >		右欄のいずれかを選択 使用許可証 使用許可証明書		
			倉庫建設着手前の登録申請の場合 < 運用方針〔3〕2-4ホ > 倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イ又はロの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない		右欄のいずれかを選択 建築確認済証 建築見積書 請負契約書		
			建物所有権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4イ > 使用権原取得前申請の場合は売買契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	右欄のいずれかを選択 不動産登記簿謄本/抄本を提出する場合 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	右欄のいずれかを選択 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			建物賃借権を有する場合 < 運用方針〔3〕2-4ロ > 使用権原取得前申請の場合は賃貸借契約書等の写しを提出させた上で、権原取得後速やかに残りの書類を提出することで差し支えない< 運用方針〔3〕2-4ニなお書き >	直借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	右欄のいずれかを選択 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書		
			転借 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	右欄のいずれかを選択 不動産登記簿謄本/抄本 固定資産台帳謄本/抄本 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書 納税証明書 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 賃貸借契約書 転貸承諾書			
			公有不動産を使用（建物）する場合 < 運用方針〔3〕2-4ハ >		右欄のいずれかを選択 使用許可証 使用許可証明書		

項目番号	省 令	施設設備基準			添付書類	別添番号	備考
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること <規則第3条の3第2項>	建築確認を要する倉庫	<p>建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していること <運用方針〔4〕2-1イ> 告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>倉庫業を営む倉庫の場合</p> <p>倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合</p>	<p>建築確認済証</p> <p>完了検査済証（検査後直ちに）</p> <p>用途変更に係る建築確認済証</p> <p>上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに）用途のみ変更の場合は不要</p> <p>建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書</p>		
			右欄のいずれかを選択	<p>消防法</p> <p>右欄の該当するものにマーク</p>	<p>倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（1）></p>	<p>消防用設備等検査済証（検査後直ちに）</p> <p>消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）</p>	
		<p>港湾法</p>		<p>港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（2）></p>	<p>当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類</p>		
		<p>都市計画法</p>		<p>都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 <運用方針〔4〕2-1ロ（3）></p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>開発許可書</p> <p>地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）</p>		

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
5	構造及び設備が倉庫内への水の浸透を防止するに足るものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること <規則第3条の4第2項第3号>	屋根の構造 右欄のいずれかを選択	(波型鉄板葺 瓦葺 折板構造 ルーフデッキ構造)等の金属板葺 <運用方針〔4〕2-4イ(2) a >	矩計図等	
			(RC PC板 ALC板)等で防水塗装等の有効な防水措置が講じられていると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(2) b >	矩計図等	
			スレート葺で裏地が下地板張りのも等これら〔4〕2-4イ(2) a、bと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(2) c >	矩計図等 運用方針〔4〕2-4イ(2)a,bと同等以上であることがわかるメーカー仕様書	
		水の浸透を防止する構造 外壁の構造 右欄のいずれかを選択	波型鉄板その他の金属板張 <運用方針〔4〕2-4イ(3) a >	矩計図等	
			モルタル塗りで、下地にラスシートその他の鉄板を全面的に使用している <運用方針〔4〕2-4イ(3) b >	矩計図等	
			鉄網モルタル塗りで、裏面に下地板及びアスファルトフェルト、アスファルトルーフィングその他の防水紙を張っている <運用方針〔4〕2-4イ(3) b >	矩計図等	
			RC造で防水塗装等の防水措置が施されている <運用方針〔4〕2-4イ(3) c >	矩計図等	
			(金属系複合板張 PC板張)で各接合部分に目地コーキング処理等の有効な防水措置が講じられていると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(3) c >	矩計図等	
			ALC板張(防水塗装等表面に有効な防水措置が施しているものに限る)で各接合部分に目地コーキング処理等の有効な防水措置が講じられていると認められる <運用方針〔4〕2-4イ(3) c >	矩計図等	
		水の浸透を防止する設備 右欄のいずれかを選択	雨水を有効に排出することができる雨樋を有する <運用方針〔4〕2-4ロ(1) >	矩計図等	
			倉庫内等に樋及びこれに伴う排水路や水を使用する設備がない <運用方針〔4〕2-4ロ(2) >	矩計図等	
			右欄のうち該当するもの全てにマーク 谷樋にあつては、十分な水勾配があり、かつ、溢水を防ぐための十分な防水措置が講じられている <運用方針〔4〕2-4ロ(2) a >	矩計図等	
			水を使用する設備から倉庫内等へ水が浸透しないよう適切な措置(壁または防水シート(氷等使用の場合はビニールシート等)により区画する、周囲に堰を設ける等)が講じられている <運用方針〔4〕2-4ロ(3) b >	矩計図等	
			縦樋又は水を使用する設備に付随する給水又は排水のための配管にあつては、鋼管、硬質塩ビ管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露被覆が施されている <告示第4条第2項第2号ハ >	矩計図等	
		樋または水を使用する設備に付随する排水路にあつては、十分な水勾配とともに、耐重型の蓋の備付け、地下埋設等溢水防止措置が講じられている <運用方針〔4〕2-4ロ(2) c >	矩計図等		

項目 番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添 番号	備考
8	倉庫の設けられている建物が耐火性能又は防火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること <規則第3条の4第2項第6号>	右欄のいずれかを選択 建築基準法第2条第8号に定める防火構造であり、かつ、その外壁のうち同法第2条第6号に定める延焼の恐れのある部分に設けられた開口部に同法第2条第9号の2口に定める防火設備（防火戸に限る）を有する <運用方針〔4〕2-7イ> 建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物である <運用方針〔4〕2-7ロ> 建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物である <運用方針〔4〕2-7ハ>	平面図（延焼のおそれのある部分が明示されたもの） 立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの） 矩計図等（左欄の内容が明示されたもの） 建築確認済証（耐火建築物との記載があるもの） 矩計図等（左欄の内容が明示されたもの） 建築確認済証（準耐火建築物との記載があるもの） 矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）		

項目番号	省 令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考	
9	<p>危険品を取扱う施設その他国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること</p> <p>< 規則第3条の4第2項第7号 ></p>	<p>以下を全て満たしている</p> <ol style="list-style-type: none"> 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在しない 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5m未満の範囲に存在しない 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在しない 	<p>倉庫の配置図</p>			
		<p>1 事務所、労務員詰所、住居等の「居室を有する施設」が倉庫の外壁から3m未満の範囲に存在する</p> <p>2 工場、ごみ焼却場、浴場等の「業務上火気を使用する施設」が倉庫の外壁から5-6m未満の範囲に存在する</p> <p>3 危険物の製造所、貯蔵所、取扱所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</p> <p>4 高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く）、販売所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</p> <p>5 火薬類の製造所及び貯蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範囲に存在する</p>	<p>倉庫と近接施設との間に防爆壁等「災害防止を目的を達することができる自立した工作物」が設けられている（但し、当該施設の高さが倉庫に比して著しく低い場合等ひいては、施設の高さから通常想定される程度の災害の防止上有効な高さを有する工作物をもって足りる。）<運用方針〔4〕2-8イ（2）a></p> <p>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8イ（2）b></p> <p>近接施設が建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8イ（2）b></p> <p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（1）></p> <p>「居室を有する施設」「業務上火気を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（1）></p> <p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当する場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（2）></p> <p>「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している <運用方針〔4〕2-8ロ（2）></p>	<p>倉庫の配置図</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>当該近接施設の建築確認済証等（耐火建築物との記載があるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>当該近接施設の立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>当該近接施設の矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>建築確認済証等（準耐火建築物〔ロ-2以上〕であるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>建築確認済証等（耐火建築物、準耐火建築物〔イ-2以上〕であるもの）</p> <p>倉庫の配置図</p> <p>立面図（開口部の有無、位置が明示されたもの）</p> <p>矩計図等（左欄の内容が明示されたもの）</p>		
		<p>上記3～5を総称して「危険物等取扱施設」という</p> <p>告示第8条第2項第1号の図は実務必携の75頁参照のこと</p>				

右欄のいずれかを選択

右欄のいずれかを選択

項目番号	省令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考
11	消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること（倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす）<規則第3条の4第2項第9号>	建築確認を要する倉庫 建築確認を要しない倉庫	耐火建築物の場合：200㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第2項> 耐火建築物以外の場合：100㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第1項>	建築確認済証 右欄のいずれか選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書 右欄のいずれか選択 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） 消防用設備等検査済証 消防用設備等点検結果報告書		
12	国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること <規則第3条の4第2項第10号>	出入口 開口部 照明装置 警備体制 隣接部分の遮断	施錠付き扉である <運用方針〔4〕2-11イ> （鉄格子 網入りガラス 線入りガラス）である <運用方針〔4〕2-11ロ> 右欄のいずれか選択 照度早見表を利用した簡易審査法により、照度の基準適合性を審査する場合 <運用方針〔4〕2-11ハ（4）> 運用方針〔4〕2-11ハ（3）の計算式により、照度の基準適合性を審査する場合 <運用方針〔4〕2-11ハ（2）> 右欄のいずれか選択 警備業務用機械装置を設置している 宿直などを警備会社に委託している 24時間自社警備を行っている	建具表等 建具表等 照明装置の位置が確認できる書類（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの） 照明装置の仕様書（照明設備表） 照明配置図（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの） 警備契約書（建築前であれば見積書） 警備契約書（建築前であれば見積書） 警備状況説明書 平面図 矩計図等		

項目番号	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
19	土地に定着し、かつ、周壁により密閉された貯蔵槽であること <規則第3条の9第2項第1号>	土地に定着している <運用方針〔4〕7-2>	立面図		
		貯蔵槽全体が（コンクリート壁 金属板）で密閉されている <運用方針〔4〕7-2>	矩計図等		
		出入口がないなど内部に人が入ることのない構造となっている（修理、清掃等限られた場合を除く）<運用方針〔4〕7-2>	立面図		
20	周壁の側面及び底面の強度が国土交通大臣の定める基準に適合していること <規則第3条の9第2項第2号>	側面 2,500N/m ² 以上の荷重に耐えられる強度を有する <運用方針〔4〕7-3イ>	右欄のいずれかを選択 2,500N/m ² 以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類 運用方針〔4〕2-3イ（項目番号4）の書類（上記を除く）		
		底面 3,900N/m ² 以上の積載荷重に耐えられる強度を有する <運用方針〔4〕7-3ロ>	右欄のいずれかを選択 3,900N/m ² 以上の耐力を証明する建築士事務所等による構造計算書その他の書類 運用方針〔4〕2-3ロ（項目番号4）の書類（上記を除く）		

(注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火 防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5なお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあつては、矩計図等の提出を要しない。

(注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5なお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあつては、建具表等の提出を要しない。

(注3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあつては、縮尺を原則1/300～1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。